

(例規 8 2)

陸幕施第 4 0 6 号  
4 3 . 8 . 3

改正 昭和 50 年 12 月 6 日陸幕施第 303 号  
平成 18 年 8 月 21 日陸幕施第 119 号  
令和 2 年 10 月 30 日陸幕施第 198 号

平成 13 年 3 月 27 日陸幕法第 38 号  
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号

各 方 面 総 監  
中央業務支援隊長 殿  
自衛隊中央病院長

陸 上 幕 僚 長  
( 公 印 省 略 )

部隊施工工事並びに修繕及び模様替における国有財産台帳に登録  
すべき国有財産の価格の算定について (通達)

標記について、別冊に定める要領により実施されたい。

添付書類：別冊

配布区分：整備計画局長、各地方防衛局長、会計監査隊長、各施設団長

## 部隊施工工事並びに修繕及び模様替における国有財産台帳に登録すべき国有財産の価格の算定要領

### 1 目的

この要領は、部隊施工工事（防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令）第66号第4条第10号に規定する部隊施工工事をいう。）並びに修繕及び模様替（防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第30号第10条第1項に規定する修繕及び模様替をいう。））において、防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）第39条第1項に規定する、国有財産を台帳に登録する場合に、その登録すべき国有財産の価格の算定について必要な細部事項を定め、当該価格を適正に算定することを目的とする。

### 2 価格の算定

国有財産台帳に登録すべき国有財産の価格は、一つの口座内で工事1件ごとに工事完成までに支弁した直接の工事費（労務費、材料費、燃料費、建設機械使用料等をいう。）の内訳明細書等に基づき、国有財産法施行細則（昭和23年大蔵省令第92号）別表第1「国有財産区分種目表」に定める種目の別（以下「種目別」という。）に算定する。ただし、直接の工事に共通して使用した費用（運搬費、施設施工旅費、施設施工庁費等）は、工事費、作業内容等に応じて、それぞれの種目別にあん分して算出する。

- (1) 労務費の算定については、作業隊の編成人員をそのまま記載することなく、直接工事に従事した実働人員を基にして行うものとし、その評価日額は別表のとおりとする。ただし、役務労務については、その契約日額とする。
- (2) 燃料費の算定については、当該年度に調達された価格をもって算出する。
- (3) 建設機械使用料の算定については、直接工事に従事した実働器材及び車両台数を基にして行うものとし、その評価額は国土交通省が制定する「建設機械等損料算定表」を準用する。ただし、建設機械借上げの場合はその契約金額による。

## 労務費の評価日額

職 種	従事した作業の内容	実働時間	評価日額
一般作業隊員	土工、雑役等	7時間45分	3曹18号俸給 月額×1/30
特技作業隊員	石工、大工、鳶（とび）工、左官、鉄骨工、鉄筋工、板金工、電工、配管工、塗装工、コンクリート工等	7時間45分	3曹31号俸給 月額×1/30
車両等運転隊員	車両、施設機械等運転手	7時間45分	2曹19号俸給 月額×1/30
役務労務員	各種		契約日額

- 備考：1 表の「従事した作業の内容」欄中に記載のない作業については、同表の「職種」欄中に掲げるところに準じて定めることとする。
- 2 自衛官の俸給月額は工事完成日に受領する当該月の俸給額を基にして算出し、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の改正等による場合といえども遡らないものとする。